

# ホームページ公開用

平成30年11月26日 定例教育委員会 会議録

## 1 開催日時及び場所

- ・平成30年11月26日（月） 午後4時00分 ～ 午後5時18分
- ・教育委員会室

## 2 出席者

教育長	安福正寿	事務局職員	
委員	稲本正	副教育長	内木禎
委員	野原正美	教育次長	堀貴雄
委員	森口祐子	義務教育総括監	服部和也
委員	竹中裕紀	総合教育センター長兼教育研修課長	坂井和裕
委員	近藤恵里	教育総務課長	平野孝之
		教育総務課教育主管（高校）	高橋宗彦
		教育総務課教育主管（義務）	早川剛
		教育管理課長	松田直樹
		教育財務課長	柴田雅道
		教職員課長	北岡龍也
		教職員課福利厚生室長	若野明
		学校安全課長	片桐基晴
		学校支援課長	古賀英一
		特別支援教育課長	松原勝己
		体育健康課長	野田正明

## 3 議事日程等

報第1号、報第2号、議第1号、事務局報告（政策）（3）について非公開とすることを決定。

## 4 会議録

平成30年10月31日開催の定例教育委員会の会議録を承認。

## 5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容	( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号</b>	<b>教育に関する事務に係る予算(平成30年度12月補正)に対する意見について(非公開)</b>	
	教育に関する事務に係る予算に対する意見について報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成	
<b>報第2号</b>	<b>職員の表彰について(非公開)</b>	
	職員の表彰について報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成	
<b>議第1号</b>	<b>職員の表彰について(非公開)</b>	
	職員の表彰について諮り、可決された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>事務局報告(政策)</b>		
<b>(3) いじめに関する重大事態の発生報告について(非公開)</b>		
	いじめに関する重大事態の発生について報告した。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。	
<b>議第2号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</b>		
教育管理課長	議第2号についてお諮りする。 別冊3頁をご覧ください。今回の改正は、国における行政文書管理規則の改正に伴う規定整理のほか、文書の不適正な取扱いの禁止を明文化するなど所要の改正を行うものである。国の改正の背景については、昨年度、国における公文書の取扱いに関して国会や各種報道で様々な指摘があったことによるものである。県教育委員会の公文書管理については、国の取扱いにならって整備しており、今回はそれを反映するものである。なお、このことは知事部局も同様であり、知事部局の公文書規程については、11月16日に改正されている。具体的な改正の内容については、「3 改正の内容」に記載しているとおり、国における行政文書管理規則の改正に伴うものとして、教育委員会規則の制定又は改廃や教育委員会における重要政策の決定についての文書には、政策立案や事務事業の実施方針に影響を及ぼす打合せの内容を記録することを明文化する。また、上記の文書の作成にあたり、複数の職員による確認を受けた後、文書取扱責任者の確認を受けることを明文化する。さらに、(1)の文書の作成にあたり、外部の方の発言が含まれる場合には、打合せに出席した職員の確認を受けた後、可能な限り、外部の方の確認を受けることを明文化する。続いて、文書の改ざん等の不適正な取扱いの禁止を明文化しており、知事部局と同様の対応をする。最後に、今回の改正にあわせて、規定の文言の整理を行うものである。	
稲本委員	教育管理課はいつ出来たのか。	

## ホームページ公開用

教育管理課長	今年4月に新設した。
稲本委員	教育管理課が新設された際に改正したのではなく、今改正するのか。
教育管理課長	本来であれば、4月1日に改正されるべきであったものが、改正されずに残っていた。そのため、今回の改正に合わせて整理を行った。
稲本委員	教育管理課の職員は、チェックなど管理の仕事ばかりするのか。
教育管理課長	文書管理関係の事務は、4月から教育管理課に移ってきており、学校現場や教育委員会事務局を順番に回って、適正な文書管理の指導や助言も合わせて行っている。
稲本委員	文書管理についてチェックするのではなく、事前にしないように徹底させるのが教育管理課の役割と理解してよいか。
教育管理課長	事前に守っていただけるように、事務局内や学校を含めて周知徹底するのが役割である。
竹中委員	教育総務課長から教育管理課長に改正するとのことだが、「教育総務課」は全てのことをやらなくては行けないが、「教育管理課」だと決まったことしか管理できない気がするが、大丈夫か。
教育管理課長	4月から教育委員会の一般文書事務は全て教育管理課で担当することになっている。今まで、教育総務課が担っていた役割をそのまま教育管理課で引き継いで行っている。
竹中委員	教育総務課はそのまま残っているのか。
教育管理課長	そうである。
教育長	議第2号について、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告（政策）</b>	
<b>（1）教職員の働き方改革の取組み状況について</b>	
教育管理課長	今年度、半年余りが経過した現時点における「教職員の働き方改革プラン2018」の取組み状況について、ご報告する。資料17頁をご覧ください。取組み状況として、まず、「1 長時間勤務の解消」のうち、「（1）正確な勤務時間の把握と活用」については、10月から、教員の勤務時間をより正確に把握するため、執務室から離れた場所でも出退勤時間を記録できる新たな出退勤管理システムの運用を開始したところである。また、学校独自の取組みとして一例をご紹介しますと、一定時刻以降に残留する場合は、事前に管理職に業務内容や所要時間を報告する仕組みを導入している学校もあり、教職員の勤務時間を正確に管理するための取組みが進んできている。「（2）勤務時間を考慮した時間及び早期退勤日等の設定」については、「早く家庭に帰る日」の管理職による退勤の見届けや留守番電話の設置等による時間外の連絡体制の整備の取組みを行う学校が少しずつ増えてきている。その一方で、学校現場の教職員からは早期退勤の取組みにより、前後の日の負担が増大しているとの声も聴いており、業務の見直しによる業務量の削減も同時に進めていく必要があると考えている。「（3）業務内容の不断の見直し」

## ホームページ公開用

としては、各学校において、校務分掌に係る業務や会議の見直しを進めており、中には全教職員による業務見直しのための意見交換を実施している学校もある。「(4) 部活動」については、各学校において、平日1日以上、休日1日以上の休養日設定に取り組んでおり、週2日以上の休養日を設定する部活の割合は75%に増えてきている。資料18頁をご覧ください。「(5) 外部人材配置の推進」については、今年度より県立学校20校に、会計業務、印刷業務等を担当する「教員業務アシスタント」を配置しており、学校によっては、教員がグループウェア上で、比較的簡単にアシスタントへ業務の依頼ができるようにするなど、アシスタントの活用を図っている。実際にアシスタント配置校の教員からは、苦手とする会計業務等を担当してもらえて大変助かっているとの声も挙がっており、教員の負担軽減につながっているものと考えている。また、「(6) 長時間勤務の解消に向けたその他の取組み」として、11月を過労死等防止啓発月間と定めて重点的な取組みを実施する中で、全教職員を対象とする過重労働やハラスメントの防止に係る職場研修や長時間労働が行われている職場への学校訪問などを実施しているところである。ここまで「長時間勤務の解消」に向けた取組みの状況について説明をしたが、次に上半期の県立学校における勤務時間外在校時間の状況について、ご報告する。資料20頁をご覧ください。県立学校において、正規の勤務時間を超えて月80時間以上勤務する教員の割合は、昨年度のピークである10月に29%だったものが、上半期最も多い5月でも、25%と低下してきているなど、県立学校における教員の勤務時間は徐々に減少している。しかし、9月においても、600人を超える教員が、正規の勤務時間を超えて月80時間以上の勤務をしているのが現状であり、さらなる取組みが必要な状況であると考えている。学校現場からは、「特定の教員に業務が集中している。」といった声も聴き取っているところであり、学校管理職が、各教職員の正確な勤務時間や業務の内容を把握し、効率化に向けた助言・指導や業務分担の変更等の負担軽減の措置を実施するなど、きめ細やかな労務管理を行っていく必要がある。また、県教育委員会全体の取組み、学校単位での取組みはもちろん、教職員一人一人に向けても、自らの仕事の進め方を見直すよう意識の改革を今後は進めていく。資料18頁をご覧ください。「2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決」の「(1) 高ストレス教職員の把握と指導」については、9月にストレスチェックを実施し、高ストレスと判断された教職員に対して、現在、医師による面接指導を受けるよう個別に働きかけを行っている。「(2) 事案の速やかな察知と解決」については、個人面談、エントリーシート等で把握した事案について、教育長をトップとする人事管理対策会議を毎月開催しており、会議の中で、職場の人間関係に関するもの、健康上の問題に関するものなど、71件の案件について対応策を検討しているところである。また、ハラスメント等の防止については、過労死等防止啓発月間の取組みの一環として、職場研修に加え、メンタル不調やハラスメント防止に係る映像配信型の研修も行っている。資料19頁をご覧ください。「3 マネジメント力の向上に向けた組織・体制づくり」としては、これまで全県立学校長との面談やミドルリーダー育成のための研修を実施しており、今後、次代を担う学校リーダーの発掘・育成を目的とする若手教頭との面談の実施を予定している。「4 市町村教育委員会の取組みの働きかけ」としては、10月に上半期における各市町村教育委員会の働き方改革に係る取組みの状況を確認したところであり、確認結果を今後各市町村教育委員会と共有し、さらなる取組みの啓発を行っていく。「5 国に対する要望」としては、6月に教育長が上京し、国に対して教職員定数の改善等について、要望活動を実施したところだが、12月にも再度要望を行うことを予定している。

### (2) 第2回総括安全衛生委員会報告

福利厚生  
室 長

第2回総括安全衛生委員会の概要等について報告する。資料24頁をご覧ください。議題が3点あり、議題(1)の労働安全衛生法の改正については、本年6月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」の可決・成立を受けて、長時間労働やメンタル不調などによる健康被害の防止や早期発見、必要な措置をとるための体制整備を目的とする改正が予定されているため、その概要を説明した。改正事項は、大きく3点ある。1点目としては、産業医の権限の明確化、産業医に対する健康管理等に必要な情報の提供、職員への産業医の業務内容の周知など、産業医・産業保健機能の強化がある。2点目としては、面接指導の対象者となる要件が月100時間から80時

## ホームページ公開用

	<p>間へ拡大されたこと、また、タイムカード等による労働時間の客観的な把握である。3点目としては、健康診断結果等の個人情報 の適正な取り扱い等である。委員からは、産業医による職場巡視の充実や学校での健康講話の実施など、産業医との連携強化を求める意見がある一方で、産業医である委員からは学校から具体的な資料が提供されることにより現状把握が進み、踏み込んだ支援が行えている現状についての報告があった。議題(2)では、今年度のストレスチェック結果の中間報告として、昨年度と比較すると、受検率は93.4%で0.1%向上、また、高ストレス者の割合は6.4%で0.8%減少した。さらに、集団分析における健康リスクの経年変化についても全体で良化傾向にあることを報告した。委員からは、学校等において集団分析の結果の活用が進んでいるとの意見が出された。また、昨年度実施分から高ストレスと判定された教職員で、医師面談は希望しないが、本人の同意を得て、その結果を所属に提供する仕組みを取り入れている件については、今年度も1/3程度で、残りは把握できないのではないかと の意見が出された。この点については、本人の同意が必要であり、強制することはできないが、昨年度と比較して同意する教職員が増加しており、セルフチェックに加えて、ライフケアに繋げていくというストレスチェックの意義が徐々に浸透しつつあるのではないかと考えている。議題(3)の教員の働き方改革プラン2018の進捗状況については、8月時点の取組状況について報告があった。委員からは、出退勤時間の把握システムの使い方だけでなく、まずは、管理職を含めて勤務時間を把握する必要性についての理解を促すことや、業務内容の見直しについては、学校現場の意見を聞いてほしいといった意見が出された。また、部活動の在り方を見直すことで長時間勤務の多くが改善されることや、産業医である委員からは、時間割を工夫して、授業を持たないフリーになる日を設けることなどについて学校に提案しているとの意見が出された。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>業務内容の不断の見直しを行っている学校もあるという報告であったが、絶対にしてもらわなければいけないことである。働き方改革というのは勤務時間を短くするわけであり、短くしても能率が上がらない限りは、短くした分どこかでこぼれるものが出てくる。何が必要で何を減らすのかを精査をすることも必要である。一方でICT教育で賄う業務があっても、導入された後は軽減するが、導入される過程では業務が増えるかもしれない。そのことも含め、それぞれの教員が自己研鑽の余裕をもつために、余計な業務はやめようということを考えなければ、難しいのではないかと。業務内容を見直すのは簡単だが、現実に行うのは意外と大変である。コピーの取り方も含めて無駄な業務を減らさなければ、仕事は減らない。仕事を減らし、次の新しいことを自己研鑽するとか、更に能率を良くすることによって、結果的には本人の負担を少なくするといったことが大切である。そのためには、見直しというのは、こちらから積極的に働きかけなければ、現実的に進んでいかないのではないかと。</p>
<p>教育管理課長</p>	<p>仰るとおりである。文字通り「不断の見直し」であるため、一回見直しを行えば良いという訳ではない。学校によっては見直しを行ったとの報告もあったが、他にもっと出来ることはないのかということ を常に頭に置きながら、見直しを行っていただく必要がある。積極的な働きかけとして、学校訪問をした際に、現場の先生が管理職に直接言えないような見直しのアイデアなどを細かく拾っていき、こちらから管理職に伝えるといった橋渡しのような役割は、引き続き行っていきたいと考えている。</p>
<p>竹中委員</p>	<p>不断の見直しについては、現場型だけでなく、プロの仕分け師のような人からある程度のかたちを作っていただき、それに対して、学校や地域の特色をどの程度残すのかというように、大枠で示していかないと、学校間格差が大きくなり混乱してしまうのではないかと。また、管理職のマネジメント力の向上とあるが、マネジメントに向けた人が必ずしも校長や教頭になるとは限らない。そのため、教育の仕方もあるし、マネジメントの専門家がいてしっかり指導し、診断もしてくれるような人が必要ではないかと。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>先生はみんな忙しいと言っている。確かに忙しいのは分かるが、やらなくてもよい仕事までしているのではないかと何となく感じる。時代はどんどん進んでおり、少子化で生徒が減少しているのであれば、仕事は減るはずなのに、全く減らないのは、ルー</p>

## ホームページ公開用

	<p>ティーンとしてやっている仕事の中で、不必要なものが多くあるからではないか。スポーツの場合もそうだが、絶対にこれが良いと思っていたものが実は意味がなかったということもある。これを洗い出すことが見直しである。現場の人は、これが正しいと思い込んでおり、そう簡単に変えることはしない。外から見た改善点等のアドバイスがなければ、なかなか変わらないのではないか。</p>
竹中委員	<p>働き方改革であるため、本来であれば成果をあげたり、先生のモチベーションを上げたりすることが先決である。会社でもそうだが、時間制限してしまうと職場では仕事ができないため、家に持ち帰ってでも仕事をやりたい人が多い。データを把握することは必要なので、しっかりと把握していただく。しかし、その瞬間瞬間は超えていても、今月は許されるとか、1か月は許されるとか、結果に対しての指導の仕方を最終的なアウトプットに結びつくように変えていかなければならない。</p>
近藤委員	<p>先程の分業の話で言うと、そもそも生徒に関わることは、先生方が全てやりたいというのが日本のやり方だと思う。アメリカでは、しっかり分業がされており、教員免許でできることはやるが、それ以外はやらないぐらいの切り離しができているが、これは日本では難しいと考える。私たちのようなカウンセラーが学校へ入っても、分業がすごく難しく、カウンセラーと一緒に先生たちも話を聞いており、どれだけ外部の人間が入っても仕事が減っていない現状がある。切り離しができなければ、結局仕事は減らないのではないか。</p>
森口委員	<p>同じ仕事を30分で出来る人もいれば、時間がかかる人もいる。最終的にはその人の能力になってしまおうと思うが、こうやれば上手くいく等の成功例をどんどん出していく風通しの良さはないのか。学校単位でも地域単位でも良いが、校長先生が特定の曜日に17時以降は絶対に学校にいてはいけないといった例を作らなければ、時間的な束縛からは逃れられないのではないか。また、急遽、問題が発生した場合、生徒の個人的な問題なのか、学校全体で考えなければいけない問題なのか、適切な指示や対応が、時間と気持ちの軽減になるのではと期待します。実際、私たちのようなプロゴルファー同士でも、トレーニングの成功例を提案はするが、自分には合わない場合もある。個人ゲームであるため、取捨選択しても自分に跳ね返るから分かりやすいし、どうにかなっているが、先生たちは、1人の生徒に10人の先生が関わり合いながら卒業させるような独特な連携がなければ、実際にはなかなか解決しないところがあるように思う。最終的には校長先生の手腕なのではないか。管理職同士で、現場での提案の糸口はないのか。</p>
稲本委員	<p>管理職同士での異業種交流の機会があるが、他の企業のノウハウというのは時々ものすごくプラスとなる。校長や教頭自身が外部からの意見を聞き、マネジメントのノウハウを学び、ヒントを得る機会を作らなければならない。働き方改革で時間は決まっても、中身まではいかないのではないか。</p>
森口委員	<p>総合教育会議の中でも、「机に座って校長先生をレクチャーするのは向かないため、現場で行っているモデルケースを見せる方が良い。私たちが色々な学校に行って、在り方を学ぶよりも、先生が実際に足を運んで体験する方が、能率が良いのではないか。」という話が出された。</p>
稲本委員	<p>ハラスメントとメンタル不調については、産業医も良いが、疲労度を測る機械がある。使い方も簡単で、指を入れるだけで計測ができる。これを県が数台持つと良いのではないか。その方が、時間もお金もかからないため、導入したほうが良い。</p>
野原委員	<p>今朝の中日新聞に、岐阜市内で開催された、効率のよい時間の使い方を考えるという「タイムマネジメント研修」について掲載されていたが、これは岐阜市が独自に行っているものなのか。</p>
教育研修	<p>教育研修課で研修の機会を設定させていただいた。例年と異なる点は、出来るだけ</p>

## ホームページ公開用

課長	教員以外の視点から、演習を交えるかたちで、時間の使い方について学ぶ機会を設けたと考え、希望者を募った。19日に第1回目を開催し、半日単位の研修を行った。今日、明日は東濃と飛騨で同じ内容の研修を行う。基本的には、希望者が集まり、グループの中で自身の課題や成功体験をシェアするなかたちで、具体的に「もっとこうした方がいいよね」といった話をさせていただいた。
野原委員	今年から開催されたのか。
教育研修課長	今回が初めてである。
野原委員	研修の効果が今後現れてくる可能性はあるのか。
教育研修課長	効果が現れることを願っている。演習を設けるにあたり、30人規模でないとなかなか開催することが出来ない。今までは、多くの人を集めた講義が中心という発想だったが、切り替えをした。毎年11月の過労死等防止月間に研修を設け、順番に様々な方が集まれるようにしていきたいと考えている。
<b>(4) 損害賠償の額を定めることについて</b>	
教育財務課長	資料32頁をご覧ください。県立学校における損害賠償事案について、地方自治法第180条の規定による専決処分を行い、12月4日より開会する県議会第5回定例会での報告案件としたため、説明をさせていただく。本事案は、本年9月4日、県立大垣養老高等学校駐車場において、台風21号による強風が原因で、体育館屋根の一部が破損し、飛散した破片が同校の教員2名の自家用車と接触したものである。調査したところ、2名の職員とも指定された位置に駐車しており、当事者の過失がなく、県の顧問弁護士に相談したところ、「県が賠償を行うべき」との見解であったことから、修理に要した経費47万472円を県の損害賠償額と定めたものである。なお、本事案後、破損した体育館屋根については、現在、修理中であるほか、この他に危険箇所はないかを確認するなどして、安全管理に努めているとのことである。
<b>(5) 第3次岐阜県教育ビジョン素案の概要について</b>	
教育総務課長	別紙資料をご覧ください。第3次教育ビジョンについては、今年度末の策定に向けて、外部有識者からなる策定委員会での議論や学校関係者との意見交換等に加え、教育委員や県議会の皆様から意見をいただき、検討を行っている状況である。来月中旬に開催される県議会の常任委員会において、素案を説明する予定であり、本日はその概要を説明させていただく。別紙1頁をご覧ください。第3次教育ビジョンの位置づけについては、これまでも説明させていただいたが、第2次教育ビジョンの基本理念や方向性を継承しつつ、現在の人口減少・少子高齢化の中で急速な技術革新、教員の働き方改革などの社会情勢の変化や新しい課題に対応し、今後推進すべき具体的施策を明らかにしていく計画である。また本日、総合教育会議の中でも話が合った「岐阜県教育大綱」のアクションプランとして、教育基本法に基づいて策定する岐阜県の教育振興基本計画という位置づけである。基本的な考え方として、知事部局で改定が進められている大綱の基本理念を具体化したものにしたいと考えており、「ふるさとに誇りをもち、『清流の国ぎふ』を担う子どもたちの育成」に取り組んでいく。別紙2頁には、第3次教育ビジョンの構想図が記載されている。体系として、5つの基本方針を掲げているが、1～3は、子どもたちの育成の内容や方向性について、4、5は、子どもたちを支える人や教育環境についての基本方針を示している。別紙3頁及び4頁には、基本方針の中でも主要な目標について掲げ、それぞれの取組みの方向性を記載している。また、主な施策を例示するとともに、主な目標値についても記載をしている。基本方針1は、「ぎふへの愛着をもち、世界に視野を広げ活躍する人材の育成」としており、その1つとして、ふるさと教育の充実を掲げている。小・中学校では、地域の魅力や課題を知る学習を進め、高等

## ホームページ公開用

	<p>学校では、それらの学びをベースに地域創生に資する地域課題の解決をテーマとした学習を進めることにより、ふるさと岐阜への愛着と誇りを、小・中・高と切れ目なく育む教育を推進していく。また、その他には、地域と連携したキャリア教育やグローバル人材の育成などの施策を掲げているところである。別紙5頁及び6頁をご覧ください。基本方針2は、「多様な学びを支援する教育体制の充実」としており、特別支援教育の推進、修学が困難な生徒等に対する修学支援など、学びのセーフティネットの充実に関する取組みについて掲げている。さらに、今後増加が見込まれる外国人児童生徒に対する教育の充実の他に、いじめや不登校等の未然防止・早期対応を行い、外部の専門家を活用した教育相談等の充実等について掲げている。別紙7頁及び8頁をご覧ください。基本方針3は、「未来を切り拓くための基礎となる力をはぐくむ教育の推進」としており、これからの時代に求められる資質・能力の育成として、小・中学校においては、一人一人の児童生徒の状況に応じたきめ細やかな指導の充実を図る指導体制作りや教材開発を充実させていく。高等学校においては、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、授業改善を進めていき、ICT教育の充実も図っていく。また、清流や森をはじめとする岐阜県の恵まれた自然や地域の文化・歴史を活かし、学校・家庭・地域の連携などを通して、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進をする他、人権教育や主権者教育、消費者教育といった今日的な課題に対応した教育を行う。さらには、体力づくりや健康教育、小学校との円滑な接続に向けた幼児教育の推進などを掲げている。別紙9頁及び10頁をご覧ください。基本方針4は、「勤務環境の改革と教職員の資質向上」としており、長時間勤務・多忙化解消に向けた取組みの推進やハラスメント等の速やかな察知と解決、教職員の心身の健康づくりの支援について、主に働き方改革の取組みを掲げている。また、優れた教職員の確保や教職員の資質・能力の向上についても位置づけをしていく。別紙11頁及び12頁をご覧ください。基本方針5は、「学びを支援する安全・安心な教育環境づくり」として、まずは、学校施設の設備の充実のため、老朽化した校舎の計画的な改築や普通教室へのエアコン整備を掲げるとともに、ICT環境設備についても掲げている。また、子どもたちの安全・安心の確保と危機管理体制の充実として、防災教育や命を守るための安全教育等に取り組むこととしている。さらに、生活安全・交通安全あるいは災害安全の観点から、地域の力を活用した総合的な学校安全体制を構築していきたいと考えている。13頁及び14頁は、参考資料として、岐阜県教育の現状のデータを記載している。本日の意見や議会での意見をふまえ、素案を整えて、来月下旬にはパブリックコメントというかたちで、県民の皆さまから広く意見をいただく。さらには、2月の定例教育委員会において最終案を審議していただいた後に、県議会にてお諮りして成案としていきたいと考えている。</p>
竹中委員	<p>ICTをもっと目立つところに記載した方がよいのではないかと。よく読むと、たくさん記載されているが、よほど目立つ方針にしなければ、予算や資金は集まらない。岐阜県は情報のための投資にバラつきがあるため、ICTを導入することにより何が実現できるのかを前面に打ち出した方がよい。ICTは、アクティブラーニングやマネジメント、先生のシェアリングにも使える。専門教育の通信にも活用することが出来る。その辺りを明確に打ち出し、予算を確保できるようにしてもらいたい。</p>
稲本委員	<p>アイスランドの学校では、椅子が一方向に並んでいない。世界の学校とネットで通信し、今世界でどんなことが起きているのかを子どもたちが学べるほど文化が進んでいる。また、ハードだけではなく、ソフトにもお金をやさなければ結果的に使いきることが出来ないため、検討していただきたい。</p>
野原委員	<p>授業や会議等でのWebシステムの年間利用回数について、2017年度の現状値は0回であるが、目標値が100回となっている。利用することが、簡単なのか難しいのかは分からないが、目標値を100回とした根拠は何か。</p>

## ホームページ公開用

教育研修課 長	インターネット回線を利用した簡易なテレビ会議配信を今年度から導入している。例えば、飛騨地区の方に研修のためにわざわざ来て頂かなくてもよいように、音声や映像を配信するかたちをとっており、半年ほど経過した段階で、のべ50回程度は行っている。研修以外の会議や、過労死等防止月間の映像配信にも利用しているが、毎年100回以上、配信に振り替えることによって、勤務時間の軽減を図っている。出来るだけ勤務時間の軽減をしたいと考えているが、今年度が終われば利用回数を精査することは可能である。
<b>事務局報告（その他）</b>	
<b>（１）岐阜県における全国レベルの表彰について</b>	
教育総務課 長	資料33頁から35頁に、岐阜県における全国レベル表彰のスポーツ部門について記載をしている。主に、国民体育大会関係での入賞者で、その他はジュニアオリンピック等の入賞者である。
<b>（２）平成30年度教育委員行事予定について</b>	
教育総務課 長	資料36頁及び37頁に、平成30年度教育委員行事予定を記載している。今後の予定として、11月27日には、高等学校・特別支援学校若手教頭面接があり、また、1月には、小中学校・県立学校の管理職面接があるため、各委員の皆様には、出席をお願いしたいと考えている。
<b>閉会</b>	
午後5時18分、閉会を宣言する。	
上記会議録は正当であることを認め署名します。	
教 育 長	
書 記	